

答中第985号
令和4年3月10日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第7条第3項の規定に基づき、令和4年3月7日付け神福
く第2914号-2により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
視覚障害者情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」について)

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、住民税非課税世帯等に
 対して、臨時の措置として給付金を支給するにあたり、視覚障害者に点字による案
 内を行うため、障害者更生相談所が保有する視覚障害者情報を収集することは、市民
 への速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、保有する必要のなくなった個人情報を確實かつ速やかに廃棄する等、
 個人情報の適正な維持管理を行わなければならない。

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
視覚障害者情報の収集について
(条例第7条「収集の制限」について)

別紙
答申 985

◎は条例第7条第3項に該当

【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業のために収集する情報項目】

◎視覚障害者に関する情報

住基個人番号

カナ氏名

生年月日

答申第986号
令和4年3月10日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年3月4日付け神行住第2391号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、住民税非課税世帯等に対して、臨時の措置として給付金を支給するにあたり、行財政局住民課が保有する住民基本台帳情報をを利用して、資格対象者の照合等を行うことは、正確かつ迅速な処理と、市民への速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
住民基本台帳情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申986

【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業のために利用する情報項目】

○住民基本台帳情報

申請者番号

ファイル作成日（異動日）

区コード・区名

住基個人番号

世帯番号

住民票コード

住民区分

氏名・(漢字・アルファベット・カナ)

通称

宛名

送付コード

生年月日

性別

続柄コード

郵便番号

住所

方書

転出予定先住所・郵便番号・方書

転出予定日

利用者用証明書シリアル番号

住民日

届出日

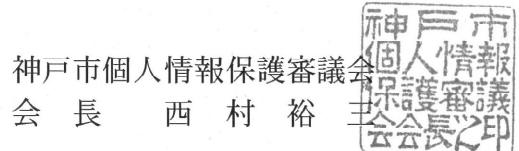
転出入日

前住所日

前住所・郵便番号・方書

答申第987号
令和4年3月10日

神戸市長 久元喜造様



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年3月7日付け神行税市第6740号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
神戸市課税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として給付金を支給するにあたり、行財政局税務部市民税課が保有する神戸市課税情報をを利用して、資格対象者の照合等を行うことは、正確かつ迅速な処理と、市民への速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
神戸市課税情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申987

【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業のために利用する情報項目】

○神戸市課税情報

住基個人番号

世帯番号

カナ氏名

続柄

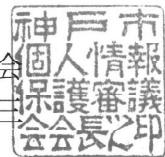
住民税課税情報

扶養情報

答申第988号
令和4年3月10日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年3月8日付け神福政第1383号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
令和2年度特別定額給付金事業に関する情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、住民税非課税世帯等に対して、臨時の措置として給付金を支給するにあたり、福祉局政策課が保有する令和2年度特別定額給付金事業における口座情報を利用することは、正確かつ迅速な処理と、市民への速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
令和2年度特別定額給付金事業に関する情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申988

【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業のために利用する情報項目】

○令和2年度特別定額給付金事業に関する情報

世帯番号

氏名(アルファベット・カナ)

通称名

続柄

口座情報

答中第989号
令和4年3月10日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年3月3日付け神福保第3714号により質問がありました下記の事項について、次のとおり答申します。

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
生活保護受給者情報等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として給付金を支給するにあたり、福祉局保護課が保有する生活保護受給者情報等を利用して、資格対象者の照合等を行うことは、正確かつ迅速な処理と、市民への速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
生活保護受給者情報等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申989

【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業のために利用する情報項目】

○生活保護受給者に関する情報

住基個人番号

世帯番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

居所郵便番号

居所住所

適用日（開始・廃止）

世帯員保護適用日（開始・廃止）

○ホームレスに関する情報

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

現居住場所

答申第990号
令和4年3月10日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年3月4日付け神福高第2463号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
虐待等により施設等に入所措置が採られている高齢者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として給付金を支給するにあたり、福祉局高齢福祉課が保有する虐待等に関する高齢者情報をを利用して、資格対象者の照合等を行うことは、正確かつ迅速な処理と、市民への速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
虐待等により施設等に入所措置が採られている高齢者情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申990

【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業のために利用する情報項目】

○虐待等により施設等に入所措置が採られている高齢者に関する情報

住基個人番号

世帯番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

居所郵便番号

居所住所

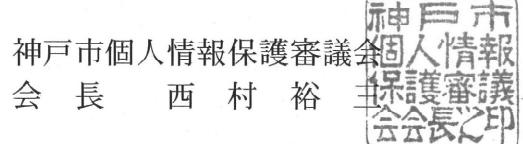
入所施設名・住所

入所等年月日

措置自治体

答申第991号
令和4年3月10日

神戸市長 久元喜造様



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年3月8日付け神福障支第5572号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う虐待により施設等に入所措置が採られている障害者情報等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として給付金を支給するにあたり、福祉局障害者支援課が保有する虐待等に関する障害者情報をを利用して、資格対象者の照合等を行うことは、正確かつ迅速な処理と、市民への速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
虐待により施設等に入所措置が採られている障害者情報等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申991

【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業のために利用する情報項目】

- 虐待により施設等に入所措置が採られている障害者に関する情報
- 障害児施設に入所措置が採られている障害児に関する情報

住基個人番号

世帯番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

性別

住民票住所

居所郵便番号

居所住所

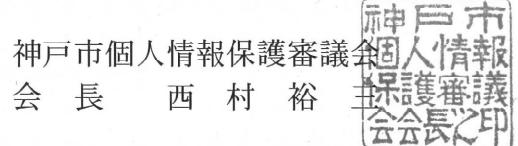
入所施設名・住所

入所等年月日

措置自治体

答申第992号
令和4年3月10日

神戸市長 久元喜造様



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年3月4日付け神福障更第454号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
視覚障害者に関する情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として給付金を支給するにあたり、対象者に対する点字による案内を行うために福祉局障害者更生相談所が保有する視覚障害者情報を利用することは、市民への速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
視覚障害者に関する情報の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申992

【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業のために利用する情報項目】

○視覚障害者に関する情報

住基個人番号

カナ氏名

生年月日

答申第993号
令和4年3月10日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、令和4年3月4日付け神戸市家第6170号により質問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
配偶者、子ども、親からの暴力に関する情報等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

記

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として給付金を支給するにあたり、こども家庭局家庭支援課が保有する配偶者等からの暴力に関する情報及びこども家庭センターが保有する里子に関する情報をを利用して、資格対象者の照合等を行うことは、正確かつ迅速な処理と、市民への速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の実施に伴う
配偶者、子ども、親からの暴力に関する情報等の利用について
(条例第9条「利用及び提供の制限」について)

別紙
答申 993

【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業のために利用する情報項目】

○配偶者、子ども、親からの暴力に関する情報

○児童福祉施設等措置台帳情報

○障害児施設台帳情報

住基個人番号

世帯番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

居所郵便番号

居所住所

入所施設名・住所

入所等年月日

措置自治体

○里子に関する情報

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

居所郵便番号

居所住所

入所施設名・住所

入所等年月日

答申第994号
令和4年3月10日

神戸市長 久元喜造様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕



答申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項及び第2項の規定に基づき、令和4年3月7日付け神福く第2914号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務のシステム化について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」について)

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響に対する経済対策として、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として給付金を支給するにあたり、給付対象者を抽出するためのシステム及びデータ管理のための進捗管理システムを構築することは、正確かつ迅速な処理と、市民への速やかな給付金の支給に寄与し、公益に資すると認められるため、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害するとのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行わなければならない。

神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務の
システム化について
(条例第11条「電子計算機処理の制限」について)

別紙
答申994

◎：第11条2項に該当する情報

【神戸市住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事務のために電子計算機処理する情報項目】

○住民基本台帳情報

申請者番号

ファイル作成日（異動日）

区コード・区名

住基個人番号

世帯番号

住民票コード

住民区分

氏名・(漢字・アルファベット・カナ)

通称

宛名

送付コード

生年月日

性別

続柄コード

郵便番号

住所

方書

転出予定先住所・郵便番号・方書

転出予定日

利用者用証明書シリアル番号

住民日

届出日

転出入日

前住所日

前住所・郵便番号・方書

○オンライン申請情報

受付番号

申請日時

電話番号

メールアドレス

氏名（漢字・カナ）

生年月日

郵便番号

住所

○神戸市課税情報

住基個人番号

世帯番号

カナ氏名

統柄

住民税課税情報

扶養情報

○生活保護受給者に関する情報

住基個人番号

世帯番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

居所郵便番号

居所住所

適用日（開始・廃止）

世帯員保護適用日（開始・廃止）

○ホームレスに関する情報

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

現居住場所

○中間ファイルサーバにて入手した税情報

住民税課税情報

○配偶者、子ども、親からの暴力に関する情報

○児童福祉施設等措置台帳情報

○障害児施設台帳情報

○虐待により施設等に入所措置が採られている障害者に関する情報

○障害児施設に入所措置が採られている障害児に関する情報

○虐待等により施設等に入所措置が採られている高齢者に関する情報

住基個人番号

世帯番号

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

居所郵便番号

居所住所

入所施設名・住所

入所等年月日

性別

措置自治体

○里子に関する情報

漢字氏名

カナ氏名

生年月日

住民票住所

居所郵便番号

居所住所

入所施設名・住所

入所等年月日

○令和2年度特別定額給付金に関する情報

世帯番号

氏名(アルファベット・カナ)

通称名

続柄

口座情報

○申請書・確認書記載情報

氏名

続柄

生年月日

現住所・前住所

電話番号

口座情報

支払方法

代理人情報

収入・所得情報

○進捗管理情報

進捗管理日付

進捗管理フラグ

保留フラグ

特例フラグ

○視覚障害者に関する情報

住基個人番号

カノ氏名

生年月日